



行政

令和3年度太宰府市職員採用試験を実施します

問い合わせ 総務課 人事係(☎内線508)

令和3年度 太宰府市職員採用試験 【令和3年7月1日任用予定分】

令和3年7月1日任用予定の令和3年度太宰府市職員採用試験を実施します。

試験区分	採用予定	受験資格	年齢
一般事務A (事務職) 【就職氷河期世代】	若干名	昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人	36~45歳

書類選考 エントリーシートにより第一次試験受験資格者を選考

試験日など 第一次試験 期日：4月17日(土)、18日(日)
会場：太宰府市役所
内容：個人面接または集団面接
第二次試験 期日：5月8日(土)、9日(日)
会場：太宰府市役所
内容：個人面接

申込方法 市ホームページから申し込み

受付期間 2月22日(月)~3月10日(水)

試験案内配布場所 太宰府市役所3階総務課、いきいき情報センター

臓器提供の意思表示にご協力ください

問い合わせ 国保年金課 国保年金係(☎内線312・313)



健康

意思表示カード

臓器提供とは病気や事故によって臓器が機能しなくなった場合に、他の人の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。健康な家族からの肺、肝臓、腎臓などの部分提供による生体移植と亡くなられた人(脳死後または心臓が停止した死後)からの臓器提供による移植があります。本市では、臓器の移植に関する法律(臓器移植法)に基づき、国民健康保険被保険者証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。15歳以上の人は、この欄に記入することで臓器提供に関する意思表示を行うことができます。また、意思表示の方法として、運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証の意思表示欄への記入、インターネットによる

意思表示欄の記入方法

①意思の選択	1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
②提供したくない臓器の選択	(1または2を選んだ人) 提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。
③特記欄への記載	(1または2を選んだ人) ・皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供する意図がある場合は、「すべて」または組織の名称を記入してください。 ・親族(配偶者、子、父母)への優先的な臓器提供を希望する場合は、「親族優先」と記入してください。
④署名など	本人署名および署名年月日を自筆で記入してください。 家族の人は本人の意思を確認し、家族署名に自筆で署名してください。

る意思登録、意思表示カードへの記入などがあります。意思表示の有無で治療内容や医療費が変わることはなく、臓器提供を強要するものではありませんが、自分自身に万が一のことがあったときに家族が迷わないためにも、自分の意思を表示しましょう。

マイナポイントの
取得期間の延長

問い合わせ
経営企画課 企画政策係(☎内線535)



手続き

マイナンバーカードを3月31日(水)までに交付申請した人を対象に、マイナポイントの取得期間が9月30日(木)まで延長されます。

未申請の人には「QRコード交付申請書」が令和2年11月より順次発送されています。こちらを活用すれば、オンラインでの申請もできます。

カード交付申請の対象期限
令和3年3月31日(水)まで

マイナポイントの取得期限
令和3年9月30日(木)まで

問い合わせ
国のマイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178

福祉タクシー利用券交付

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係(☎内線324)



福祉

在宅の重度の障がい者を対象に、日常生活の利便と行動範囲の拡大を図るため、タクシー利用料金の初乗り運賃(570円を限度)を助成する令和3年度福祉タクシー利用券を交付します。

交付開始日 3月31日(水)(土曜開庁日は交付できません)

対象 次のいずれかに該当する在宅の障がい者(入院・施設入所中の人は対象外)

①身体障害者手帳の交付を受けている人で、
・視覚障がい1級・2級の人
・肢体不自由(上肢を除く)1級・2級の人
・肢体不自由(上肢を除く)1級・2級の人
・肢体不自由(上肢を除く)

の3級以下で、その他の障がい重複することにより身体障害者手帳の等級が1級・2級となっている人
・心臓機能障がい1級の人
・じん臓機能障がい1級の人
・肝臓機能障がい1級の人
・呼吸器機能障がい1級の人
・ぼうこうまたは直腸機能障がい1級の人
・小腸機能障がい1級の人
・免疫機能障がい1級の人
・療育手帳Aの人
③精神障害者保健福祉手帳1級の人

※対象者の詳細については、問い合わせください。

持ち物 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

国民健康保険の手続きをお忘れなく!

問い合わせ 国保年金課 国保年金係(☎内線312・313)



手続き

★すべての手続きに必要なもの

- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑
- ・世帯主または該当者のマイナンバーカード(通知カード)

	こんなとき	必要なもの
国保に加入するとき	転入 (社会保険などに加入していない全ての人)	①上記★
	退職 (社会保険などの資格を喪失した人)	①上記★ ②退職時の事業所が発行する健康保険資格喪失証明書
国保をやめるとき	転出 (本市国保に加入している人)	①上記★ ②国保保険証、限度額認定証・はりきゅう受療証など、本市から交付された有効な証
	就職 (新しく事業所の健康保険証ができた人、またはその被扶養者となった人)	①上記★ ②事業所の健康保険証(加入者全員分) ③国保保険証、限度額認定証・はり・きゅう受療証など、本市から交付された有効な証

※国保への加入手続きが遅れた場合でも、喪失日にさかのぼって国保の資格が発生します。国民健康保険税が課税されますので、速やかに手続きを行ってください。

※事業所の健康保険に加入しても、事業所では国保の手続きを行いません。そのため、ご自身で国保をやめる届け出を行う必要があります。

3月・4月は転入・転出や就職・退職など、異なる時期です。これから国保に加入する人や国保をやめる人は、各異動日から14日以内に届け出を行ってください。

ファミリー・サポート・センターだざいふ
令和2年度 第6回 会員登録講習会のお知らせ

問い合わせ ファミリー・サポート・センターだざいふ(子育て支援センター内)☎(918)0034 FAX(918)0077



子育て

会員登録のための講習会を行います。現在、総数1402人の皆さんが会員登録され、相互援助活動を行っています。

【ファミリー・サポート・センターだざいふ】とは

子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)、手助けをしたい人(おたすけ会員)、両方を兼ねる人(どっちも会員)が、お互いを地域の中で助け合う組織です。おたすけ会員がおねがい会員のお子さんを預かってくれます。必要な講習を受講することで、会員登録ができます。

※お子さんの健康状態や援助内容によっては、お預かりが難しい場合があります。詳細はお尋ねください。

講習日時 3月21日(日) 午前10時～午後0時30分

※今回はおねがい会員のみ登録講習会です。

※託児を希望する場合は、余裕を持ってお越しください。

場所 子育て支援センター

持ち物 ①筆記用具②顔写真1枚(カラーの証明写真。サイズ縦4.5cm×横3.5cm)

③印鑑
託児 無料(要予約)

申込用紙配布場所

市役所保育児童課、子育て支援センター、いきいき情報センター、保健センター、プラム・カルコア太宰府、市民図書館、男女共同参画推進センタールミナス、総合福祉センター、各認可保育所(園)、市のホームページよりダウンロード



申込締切 3月16日(火) 定員 20組

申込方法 申込用紙の提出、電話、ファクス、インターネット(電子申請サービス)から。
※申し込み、問い合わせは平日午前9時～午後5時。

【よくおか電子申請】
<https://www.shinsei.els-front.jp/fukuoka/navi/index.html>

令和3年度 就学援助申請受付

問い合わせ
学校教育課 義務教育係(☎内線478・469)



教育

就学援助とは、小・中学校での必要な経費(学用品費や給食費・中学校ランチサービスタ利用料など)を支払うことが困難な世帯を対象に、その費用を援助する制度です。

現在、令和3年度分の申請を受け付けています。

対象
・児童扶養手当の支給を受けている世帯
・市民税非課税の世帯
・生活保護の廃止通知を受けたが、なお生活に困っている世帯

同じ世帯全員の令和2年度または令和3年度の市民税所得割額の合計額が、市が決めた基準額以下である世帯(詳細はお問い合わせください)

申請期限
5月7日(金)まで

持ち物
認印、振込希望口座がわかる通帳など、児童扶養手当証書(該当者のみ)

※その他に書類の提出を求められる場合があります。

高齢年金生活者支援給付金について

問い合わせ
国保年金課 国保年金係(☎内線359)
ねんきんダイヤル☎0570(05)1165



手続き

高齢年金生活者支援給付金とは、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の人に対し、生活を支援するために年金に上乗せして支給される制度です。

以下の条件を満たす人は、高齢年金生活者支援給付金の受給対象となるので、ご確認ください。

①65歳以上で老齢基礎年金を受給している。

②世帯全員の市民税が非課税である(世帯を分離した場合は対象となることがあります)。



③前年の年金収入額とその他の所得額が、87万9千900円以下である。

条件を全て満たす人は市役所1階5番窓口で請求手続きができます。また、条件を満たすか分からない場合は窓口にご相談ください。